

第一条（目的）

この規約は一般社団法人アクセスリーディング協会（以下「協会」）の経営部門における業務および運営を円滑に行うことを目的とする

第二条（定義）

本規約でいう経営部とは、協会の運営委員会の中にある組織のことである

第三条（経営部員の選任基準）

- (1) 協会全体を見て主体的に動ける人であること
- (2) 経営の知識・経験がある人
- (3) 経営に興味があり学ぶ意欲がある人
- (4) 即時対応ができる人（特に部長・副部長）
- (5) 部長・副部長の選任は立候補・推薦にて候補者を出し、代表理事が任命する
- (6) 経営部部長・副部長を推薦する権利は運営委員全員が有する

第四条（退任および任期）

- (1) 退任・資格喪失・辞任勧告・解任・資格喪失については運営委員規定に基づく
- (2) 任期は4月～翌年3月までの1年とする
- (3) 任期中の途中退任は、特別な理由がない限りできないものとする
退任を希望する場合、副部長・部長に相談、承諾を得たのち、退任できるものとする

第五条（経営部員の責務）

- (1) 協会の方針及び経営部部長の指示に基づき、業務を計画的に遂行すること
- (2) 職制に定める職責を十分に自覚し、責任をもって仕事に当たること
- (3) 各プロジェクトの進捗状況の確認と他部門との連絡を密にする
- (4) 自己の担当する業務はもとより、協会の実績向上、利益増強、経営部員全員との和の醸成に務めること
- (5) 常に経営部員はもとより、協会会員全員に対して心を重ね続ける
- (6) 経営部として、協会理念に基づいた経営を行う
- (7) 黒字経営を行い、協会がリーディングの普及・研究に専念できる環境を整える
- (8) 報・連・相を密に行う

第六条（機密の保持）

経営部部員は当協会経営部の機密を保持し、当協会経営部の不名誉・不利益になる行為・言動をしてはならない

2019年1月31日

第七条（議事）

- (1) 経営部会に付議された事項は、議決に加わることのできる経営部員の過半数が出席し、その3分の2をもって決する
- (2) 経営部会に欠席する場合は 3 日前までに経営部部長へ連絡をする。緊急の場合は、遅くとも経営部会の開始時間より 1 時間前までに必ず経営部部長へ連絡すること
- (3) 無断欠席した場合は議決権を失効する
- (4) 議事録担当者は経営部会開催日の 2 日前にアジェンダを配布し、議事終了後 1 日以内に、議事録と配布資料を配布する

第八条（製作物に関する権利）

- (1) 協会内で製作される製作物すべてに関する著作権等の一切の権利は、協会に帰属する
- (2) 製作に関わった会員も将来にわたり著作者人格権を行使することはできない

第九条（禁止事項）

経営部部員は職務上の地位を利用して自己の為に取引をなし、又は手数料、リベート等を收受してはならない

第十条（個人的利益の返還）

経営部部員が職務に関し、不正不当な個人的な利益を得た場合、その利益（金銭にあつてはその金額、物品にあつては時価評価額）を返還させるものとする

第十一条（損害賠償）

- (1) 経営部部員が故意、または過失によって、当協会経営部に損害を発生させた場合には、当該経営部部員にその損害の全部、又は一部を賠償させるものとする
- (2) 経営部部員が、この規約に違反する行為をして協会経営部に損害を与えた場合もまた同様とする

第十二条（改正）

本規約の改正は、経営部会の議決を経なければならない

附則

この規約は、2019 年 4 月 1 日から施行する